

臨時代理議決

平成29年8月23日

第35号議案

京都府立学校の分校、課程、学科等設置規則の一部を改正する規則の制定について

京都府教育委員会基本規則第17条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成29年9月7日

教育長 橋本 幸三

京都府教育委員会規則第10号

京都府立学校の分校、課程、学科等設置規則の一部を改正する規則

京都府立学校の分校、課程、学科等設置規則（昭和39年京都府教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の表京都府立八幡支援学校の項中「普通科」を「普通科 福祉総合科」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

京都府立学校の分校、課程、学科等設置規則（昭和39年京都市教育委員会規則第3号）新旧対照表

現行		改正案				備考
<p>第2条 京都府立の特別支援学校に、次の表に掲げる分校、部・科及び学科を設置する。</p>						
学校名	分校		部及び科	学科		
	名称	位置				
			(略)			
京都府立八幡支援学校			小学部			
			中学部			
			高等部	普通科	福祉総合科	
			(略)			
<p>第2条 京都府立の特別支援学校に、次の表に掲げる分校、部・科及び学科を設置する。</p>						
学校名	分校		部及び科	学科		
	名称	位置				
			(略)			
京都府立八幡支援学校			小学部			
			中学部			
			高等部	普通科		
			(略)			
<p>学科新設</p>						

○ 京都府立学校の分校、課程、学科等設置規則（抜粋）

第2条 京都府立の特別支援学校に、次の表に掲げる分校、部・科及び学科を設置する。

学校名	分校		部及び科	学科	
	名称	位置			
京都府立盲学校			幼稚部		
			小学部		
			中学部		
			高等部	普通科 保健医療科 音楽科	
			高等部専攻科	普通科 保健医療科 理療科 音楽科	
			高等部専攻科研究部	理療科	
	舞鶴分校	舞鶴市大字南田辺	幼稚部		
			小学部		
	京都府立聾学校			幼稚部	
				小学部	
中学部					
高等部				普通科 京都ア－ト 科 情報科	
舞鶴分校		舞鶴市大字南田辺	幼稚部		
			小学部		
京都府立向日が丘支 援学校			小学部		
			中学部		
			高等部	普通科	
京都府立宇治支援学 校			小学部		
			中学部		
			高等部	普通科	
京都府立城陽支援学 校			小学部		
			中学部		
			高等部	普通科 ビジネス総 合科	
京都府立八幡支援学 校			小学部		
			中学部		
			高等部	普通科	
京都府立南山城支援 学校			小学部		
			中学部		

			高等部	普通科
京都府立丹波支援学校			小学部	
			中学部	
			高等部	普通科
	亀岡分校	亀岡市千代川町	小学部	
			中学部	
京都府立中丹支援学校			小学部	
			中学部	
			高等部	普通科
京都府立舞鶴支援学校			小学部	
			中学部	
			高等部	普通科
	行永分校	舞鶴市字行永	小学部	
			中学部	
京都府立与謝の海支援学校			小学部	
			中学部	
			高等部	普通科

